

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

令和6年1月10日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第216号線外1路線道路事業用地取得に係る補償説明等業務委託

(2) 目的

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第216号線(以下「補助216号線(千歳烏山)」という。)及び東京都市計画道路事業区画街路世田谷区画街路第14号線(以下「世区街14号線」という。)が平成26年2月に認可され、これまで道路事業用地取得及びこれに伴う補償に関する業務を行っているところである。

本業務は、補助216号線(千歳烏山)及び世区街14号線において、道路事業用地箇所(世田谷区南烏山五丁目地内及び四丁目地内(別紙1「案内図」参照))の取得に向けて交渉を進めることを目的とする。

(3) 業務内容

補助216号線(千歳烏山)及び世区街14号線の道路事業用地取得及びこれに伴う補償に関する業務のうち、土地及び建物の関係権利者に対し、土地の評価方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容等の説明、補償金に関する税制度の説明等を中心として、これに付随する業務を総合的に行うものとする。

(4) 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

なお、令和7年度以降の本業務の委託契約は年度ごとに行うこととし、前年の履行状況が良好であること、各年度で本業務に係る予算配当の議決が得られることを条件とする。

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規程に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、都道府県民税・市町村民税、消費税及び地方消費税に滞納が

ないこと。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立または民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立をしていないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 公共用地の取得に伴う損失補償基準等に基づく公共用地取得に係る補償業務の受託実績を有すること。なお、補償額算定業務においては「損失補償算定標準書(監修:関東地区用地対策連絡協議会、編著:(一財)公共用地補償機構、以下「算定標準書」という。)」及び「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準(以下「東京都損失補償基準」という。)」いずれの算定基準に基づく補償算定業務についても実績があること。
- (8) 「補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)」(以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる全ての登録部門において登録を受けていること。
- (9) 本業務における補償関係者と技術者、担当者間において、資本的及び人的関係がないこと。
- (10) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。または、自社において個人情報保護に関する規定を設けていること。
- (11) 本委託業務の実施において、必要に応じて以下の技術者等を配置できること。

主任技術者(業務責任者)

社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」(平成3年3月28日理事会決定、以下「実施規程」という。)第14条第1項に規定する補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士(第3条に掲げる部門のうち、補償関連部門及び総合補償部門の登録がある者に限る。)であって、(5年以上の)指導監督的実務経験を有する者。

また、「同種業務」について、1件以上の実績を有する者(実績については、平成30年度以降に完了した業務とする。)

【同種業務】

・国、地方自治体等が発注した、「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(令和2年12月23日付国不用第35号、以下「施行及び運用について」という。)の「(別紙)各登録部門に係る補償業務の内容」中「8 総合補償部門」に掲げる「(5)公共用地交渉業務」

技術者

実施規程第3条に掲げる各登録部門(土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門、補償関連部門、総合補償部門)において、登録を受けている者(1名又は複数名で全ての登録部門を満たすこと。)。ただし、建築等の建築の専門知識を必要とするときは建築士の資格を有する者。

担当者

公共用地取得に関する補償業務について、(1年以上の)実務経験を有する者。

3 提案書等の提出者を選定する基準、選定する概数

本件では原則、参加資格の確認のみを行うが、参加資格要件を満たす法人の参加申込みが4社以上となった場合は、参加表明書の記載内容及び添付書類の内容を評価して提案書等の提出者を3社以内に選定する。

<主な評価項目>

- (1) 法人の同種業務の実務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 主任技術者(予定)及び技術者(予定)の同種業務の実務実績

なお、選定結果については、令和6年1月29日(月)に通知発送する。

4 提案書等を特定するための評価基準

- (1) 企業実績(業務実績)
- (2) 企業体制
- (3) 業務方針
- (4) 特定テーマに対する提案
- (5) 専門技術力
- (6) 見積金額の妥当性
- (7) 取り組み体制

5 審査方法

提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。

審査予定日：令和6年2月29日(木)(予定)

6 手続等

(1) 担当課

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1(二子玉川分庁舎3階)

世田谷区道路・交通計画部道路事業推進課

本件担当：佐川、小駒

電話：03-6432-7943

FAX：03-6432-7991

E-mail：SEA01205@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

令和6年1月10日(水)から令和6年1月24日(水)まで

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

場所及び方法

上記(1)の担当課窓口にて交付または世田谷区ホームページよりダウンロード

世田谷区のホームページのトップページ>目次から探す>住まい・街づくり・環境>道路・土地・水道

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

提出期限

令和6年1月24日(水)まで(午後5時必着)

提出場所

上記(1)本件担当課窓口

提出方法

上記(1)本件担当課に連絡のうえ、持参する方法により提出する。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限

令和6年2月26日(月)まで(午後5時必着)

提出場所

上記(1)本件担当課窓口

提出方法

上記(1)本件担当課に連絡のうえ、持参する方法により提出する。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本円に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無：無

(5) 本案件は、提案限度額を175,000,000円程度(消費税込み、令和6年度は42,000,000円程度(税込み)を限度)としている。また、区との契約では予定価格2,000万円を超える業務委託契約(単年度)は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる(別紙2参照)。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口：上記6(1)に同じ。

(7) 区は、本案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称並びに企画提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(8) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。

(9) 詳細は、上記6(2)の説明書による。

案内図



道路計画線

対象地

世田谷区との一定額以上の契約には 「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約()において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,330円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,470円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和5年12月21日告示によるものです。

適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。